

建築設備の検査方法、判定基準（案）

建築設備の検査は、別表（い）欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表（ろ）欄に掲げる検査方法により、別表（は）欄に掲げる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。

別表（建築設備の検査の項目及び項目ごとの検査方法等）  
（換気設備）

		(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準 要是正
1 無窓居室・居室（共通項目）				
1.1	機械換気設備 居室等の機械換気設備の外観（中央管理方式の空気調和設備を含む）	外気取入れガラリ、排気ガラリへの雨水等の防止措置状況	目視で確認する	令第129条の2の6第2項第三号に適合しないこと
		外気取入れガラリ、排気ガラリの取付状況	目視、触診で確認する	取付が堅固でないこと又は著しい腐食があること
		各室の給気口、排気口の設置位置	検査対象建築物に設置されている給気口、排気口のうち前回、前々回に検査を行っていないものを抽出し、煙発生器を用いて目視で確認する	著しい局所的な空気の流れが生じていること
		給気口、還気口、排気口の取付状況	目視、触診で確認する	取付が堅固でないこと又は著しい腐食があること
		ダクトの取付状況	目視、触診で確認する	ダクトの接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付が堅固でないこと
		ダクトの材質	目視、触診で確認する	令第129条の2の6第2項第五号に適合しないこと
		給気機、排気機の設置状況	目視、触診で確認する	機器に損傷があること、取付が堅固でないこと又は著しい腐食があること
		換気扇による換気状況	目視で確認する	外気の流れにより著しく換気能力が低下しない構造となっていないこと
		1.2	居室等の機械換気設備の性能 （中央管理方式の空気調和設備を含む） 【無窓居室の換気状況評価表の添付】	各系統の外気取入れ量、排気量
各室の換気量	吹き出し口の5点で風速計を用いて風速を測定して次の式により換気量を算出する 換気量【m <sup>3</sup> /h】＝平均風速【m/s】×吹き出し口断面積【m <sup>2</sup> 】×3,600×換気量に対する外気の混合比（還気風量が混合されている場合は、換気比率を乗じて算出する数値）			令第20条の2第一号口に適合しないこと
中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況	作動状況を確認する			制御又は作動できないこと
室内の温度	可能な限り室内の中央に近い場所にて、温度計で確認する			令第129条の2の6第3項（四）に適合しないこと
1.3	中央管理方式の空気調和設備の性能	室内の相対湿度	可能な限り室内の中央に近い場所にて、湿度計で確認する	令第129条の2の6第3項（五）に適合しないこと
		各室の浮遊粉じん量	可能な限り室内の中央に近い場所にて、粉じん計で確認する	令第129条の2の6第3項（一）に適合しないこと
		各室の一酸化炭素含有率	可能な限り室内の中央に近い場所にて、ガス検知管等で確認する	令第129条の2の6第3項（二）に適合しないこと
		各室の二酸化炭素含有率	可能な限り室内の中央に近い場所にて、ガス検知管等で確認する	令第129条の2の6第3項（三）に適合しないこと
		室内居住域の気流	可能な限り室内の中央に近い場所にて、風速計で確認する	令第129条の2の6第3項（六）に適合しないこと
		吹き出し空気の分配状況	煙発生器を用いて目視で確認する	著しい局所的な空気の流れが生じていること
		空気調和機器の設置状況	目視、触診で確認する	取付が堅固でないこと又は甚だしい腐食があること
1.4	空気調和設備の主要機器・配管の外観	空気調和機器・配管の劣化損傷	目視で確認する	空気調和機器・配管に変形、破損、著しい腐食があること
		空気調和機等の運転状況	目視、触診で確認する	運転時に異常な音、振動又は発熱があること
		空気の過期の点検口	目視で確認する	昭45建告第1832号第四号に適合しないこと又は点検用の十分なスペースが確保されていないこと
		冷却塔と建築物の他の部分の離隔距離	目視で確認し、必要に応じて鋼巻尺等で測定する	令第129条の2の7第二号に適合しないこと

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準 要是正
2 火気使用室			
2.1 共通項目（自然換気設備・機械換気設備）	排気筒、排気フード、煙突の材質	目視、触診で確認する	不燃材でないこと
	排気筒、排気フード、煙突の取付状況	目視、触診で確認する	取付が堅固でないこと又は甚だしい腐食があること
	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード、煙突の大きさ	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	令第20条の3第2項第一号、イ(3)、(4)、(6)、(7)に適合しないこと
	給気口、排気口、排気フードの位置	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	令第20条の3第2項第一号イ(1)、(2)に適合しないこと
	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード、煙突の設置状況	目視で確認する	鳥の巢等により給排気が妨げられていること
	排気筒、煙突の断熱状況	目視で確認する	断熱材が脱落又は損傷していること
	排気筒、煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	令第115条第1項第三号イ(2)又は昭56建告第1918号第2第二号イに適合しないこと
	煙突等への防火ダンパー、ダクト等の設置状況	目視で確認する	昭45建告第1826号第4第二号又は三号に適合しないこと
2.2 自然換気設備	煙突の先端の立ち上がり状況（密閉型燃焼器具の煙突は除く）	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	令第115条第1項第一号又は第二号に適合しないこと
2.3 機械換気設備【火気使用室の換気風量測定表の添付】	排気筒に設ける防火ダンパーの設置状況	目視で確認する	昭45建告第1826号第4第四号に適合しないこと
	換気扇による換気状況	目視で確認する	外気の流れにより著しく換気能力が低下しない構造となっていないこと
	機械換気設備の性能の状況	排気口の5点で風速計を用いて風速を測定し次の式により換気量を算出する 換気量【m <sup>3</sup> /h】=平均風速【m/s】×開口断面積【m <sup>2</sup> 】×3,600	令第20条の3第2項第一号イ、昭45建告第1826号第3に適合しないこと
3 無窓居室・居室・火気使用室（共通項目）			
3.1 防火ダンパー等	防火ダンパーの設置状況	設計図書・目視で確認する	令第112条第16項に適合しないこと
	防火ダンパーの種類	目視で確認する	令第112条第16項、昭48建告第2565号に適合しないこと
	防火ダンパーの材質	目視で確認する	鉄製でないこと
	防火ダンパーの取付位置	目視で確認する	防火区画貫通部に設置されていないこと
	防火ダンパーの劣化損傷	目視、触診で確認する	防火ダンパー本体に破損、著しい腐食があること
	防火ダンパーの点検口の有無	目視で確認する	平12建告第1376号第3に適合しないこと
	防火ダンパーの点検口及び検査口の位置	目視で確認する	平12建告第1376号第3に適合しないこと
	防火ダンパー羽根の作動状況	作動状況を確認する	羽根が円滑に作動しないこと
	壁・床の防火区画貫通部の措置状況	目視で確認する	令第112条第15項に適合しないこと
	防火ダンパーの取付状況	目視、触診で確認する	平12建告第1376号第1に適合しないこと又は甚だしい腐食があること
	防火ダンパーの作動状況	作動状況を確認する	昭48建告第2565号第三号ロ(2)に適合しないこと
	防火ダンパーのヒューズ	目視で確認する	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと
	連動型防火ダンパーの煙（熱）感知器の連動の状況	発煙、ガス、試験器を用い作動確認する	感知器と連動して作動しないこと
	連動型防火ダンパーの煙（熱）感知器の設置場所の状況	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	感知器が昭48建告第2565号第一号ハ(2)に適合しないこと

(排煙設備)

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準			
			要是正			
1	特別避難階段の付室、非常用エレベーターの乗降	ロビー・居室等 (共通項目)				
1.1	排煙機 排煙機の外観	排煙機の設置状況	目視、触診で確認する	基礎架台の取付が堅固でないこと又は著しい腐食があること		
		排煙風道(ダクト)との接続状況	目視で確認する	接続部に破損又は変形があること		
		煙排出口の設置状況	目視で確認する	排出された煙により他への影響の恐れがあること		
		煙排出口の周囲の状況	目視で確認する	煙の排出を妨げる障害物があること		
		屋外に設置された煙排出口の雨仕舞等	目視で確認する	浸入した雨水等を排出できないこと		
		排煙機の性能【排煙風量測定記録表の添付】	排煙機の開放との連動起動状況	作動状況を確認する	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと	
1.2	排煙機の性能【排煙風量測定記録表の添付】	作動状況	聴診、触診で確認する	排煙機の運転時、電動機及び送風機に異常音又は異常振動があること		
		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動状況	予備電源で作動状況を確認する	予備電源により作動しないこと		
		排煙機の排煙風量	煙排出口の対角線上の5点で風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し次の式により排煙風量を算出する 排煙風量【m <sup>3</sup> /min】=平均風速【m/s】×煙排出口面積【m <sup>2</sup> 】×60	令第126条の3第1項第九号に規定する能力を有しないこと		
		中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況	作動状況を確認する	中央管理室で制御又は作動状況を確認できないこと		
		1.3	その他 機械排煙設備 排煙機の外観	排煙機の位置	検査対象建築物に設置されている排煙機のうち前回、前々回に検査を行っていないもの(全体の概ね1/3)を抽出し、目視で確認する	平12建告第1436号第二号又は令第126条の3第1項第三号に適合しないこと
				排煙機の周囲の状況	目視で確認する	排煙機の周囲に開放を妨げる障害物があること
1.4	機械排煙設備 排煙機の性能【排煙風量測定記録表の添付】	排煙機の取付状況	目視で確認する	取付が堅固でないこと又は著しい腐食若しくは損傷等があること		
		手動開放装置の設置状況	目視で確認する	周囲に障害物があり、操作ができないこと		
		手動開放装置操作方法の表示状況	目視で確認する	令第126条の3第1項第五号に適合しないこと		
		手動開放装置による開放状況	作動状況を確認する	排煙機の開放が手動開放装置と連動していないこと		
		排煙機の開放状況	目視、聴診で確認する	常時閉鎖状態を保持し開放時 airflow により閉鎖すること又は著しい振動があること		
		排煙機の排煙風量	排煙機の対角線上の5点で風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し次の式により排煙風量を求める 排煙風量【m <sup>3</sup> /min】=平均風速【m/s】×排煙口面積【m <sup>2</sup> 】×60	令第126条の3第1項第九号に規定する能力を有しないこと		
1.5	機械排煙設備 排煙風道(ダクト) (隠蔽部分、埋設部分は除く)	中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況	作動状況を確認する	中央管理室で制御又は作動状況を確認できないこと		
		煙感知器による作動状況	目視で確認する	排煙機が連動して開放しないこと		
		排煙風道(ダクト)の劣化損傷	目視で確認する	排煙風道(ダクト)に変形、破損、著しい腐食があること		
		排煙風道(ダクト)の取付状況	目視、触診で確認する	接続部及び吊りボルトの取付が堅固でないこと、変形、破損があること		
		排煙風道(ダクト)の材質	目視で確認する	令第126条の3第1項第二号に適合しないこと		
		防火区画、防煙壁の貫通措置状況	目視で確認する	令第126条の3第1項第七号に適合しないこと		
1.6	防火ダンパー(HFD)	排煙風道(ダクト)と可燃物、電線等との離隔距離・断熱状況	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	断熱材に欠落又は損傷があること又は令第126条の3第1項第七号で準用する令第115条第1項第三号イ(2)に適合しないこと		
		点検口の大きさ・位置	検査対象建築物に設置されている点検口のうち前回、前々回に検査を行っていないもの(全体の概ね1/3)を抽出し、目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	平12建告第1376号第3に適合しないこと		
		点検口及び検査口の有無	目視で確認する	平12建告第1376号第3に適合しないこと		
		防火区画の貫通措置状況	目視で確認する	平12建告第1376号第2に適合しないこと		
		防火ダンパーの劣化損傷	目視、触診で確認する	防火ダンパー本体に破損、著しい腐食があること		
		防火ダンパーの取付状況	目視、触診で確認する	平12建告第1376号第1に適合しないこと又は甚だしい腐食があること		
		防火ダンパーの作動状況	作動状況を確認する	防火ダンパーの作動が悪いこと又は閉鎖しないこと		

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準	
			要是正	
		温度ヒューズ	目視で確認する	溶解温度280℃未満のものが取付られていること
		防火ダンパーの開放状況	目視で確認する	防火ダンパーが閉鎖していること
1.7	特殊な構造の排煙設備排煙口及び給気口の外觀	排煙口及び給気口の大きさ、位置	目視で確認する	平12建告第1437号第一号口、ハ及び第二号口、ハに適合しないこと
		排煙口及び給気口の周囲の状況	検査対象建築物に設置されている給気口、排煙口のうち前回、前々回に検査を行っていないもの(全体の概ね1/3)を抽出し、目視で確認する	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること
		排煙口及び給気口の取付状況	目視で確認する	取付が堅固でないこと又は著しい腐食があること
		手動開放装置の設置状況	目視で確認する	周囲に障害物があり、操作が容易でないこと
		手動開放装置操作方法の表示状況	目視で確認する	令第126条の3第1項第五号に適合しないこと
1.8	特殊な構造の排煙設備排煙口の性能【排煙風量測定記録表の添付】	排煙口の排煙測定風量	排煙口の対角線上の5点で風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し次の式により排煙風量を算出する 排煙風量【m <sup>3</sup> /min】=平均風速【m/s】×排煙口面積【m <sup>2</sup> 】×60	令第126条の3第2項に適合しないこと(避難安全検証法を適用した場合は、計算書による風量に満たないこと)
		中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況	作動状況を確認する	中央管理室で制御又は作動状況を確認できないこと
		煙感知器による作動状況	目視で確認する	排煙口が運動して解放しないこと
1.9	特殊な構造の排煙設備給気風道(ダクト)(隠蔽部分、埋設部分は除く)	給気風道(ダクト)の劣化損傷	目視で確認する	給気風道(ダクト)に変形、破損、著しい腐食があること
		給気風道(ダクト)の材質	目視で確認する	令第126条の3第1項第二号に適合しないこと
		給気風道(ダクト)の取付状況	目視、触診で確認する	接続部及び吊りボルトの取付が堅固でないこと又は変形若しくは破損があること
		防火区画、防煙壁の貫通措置状況	目視で確認する	令第126条の3第1項第七号に適合しないこと
1.10	特殊な構造の排煙設備給気送風機の外觀	給気送風機の設置状況	目視、触診で確認する	基礎架台の取付が堅固でないこと又は著しい腐食があること
		給気風道(ダクト)との接続状況	目視で確認する	接続部に空気漏れがあること又は破損若しくは変形があること
1.11	特殊な構造の排煙設備給気送風機の性能【排煙風量測定記録表の添付】	排煙口の開放と運動起動状況	作動状況を確認する	令第126条の3第2項に適合しないこと
		作動状況	聴診、触診で確認する	排煙機の運転時、電動機及び送風機に異常音や異常振動があること
		電源を必要とする排煙設備の給気送風機の予備電源による作動状況	予備電源で作動状況を確認する	令第126条の3第1項第十号に適合しないこと
		給気送風機の排煙風量	排煙口の対角線上の5点で風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し次の式により排煙風量を算出する 排煙風量【m <sup>3</sup> /min】=風速【m/s】×排煙口面積【m <sup>2</sup> 】×60	令第126条の3第2項に適合しないこと(避難安全検証法を適用した場合は、計算書による風量に満たないこと)
		中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況	作動状況を確認する	中央管理室で制御又は作動状況を確認できないこと
1.12	特殊な構造の排煙設備給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視で確認する	排煙設備の排煙口及び換気設備の煙排出口等の開口部に近接していること、また吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること
		吸込口の周囲の状況	目視で確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること
		屋外に設置された吸込口の雨仕舞等	目視で確認する	浸入した雨水等を排出できないこと
2 特別避難階段の付室、非常用エレベーターの乗降ロビー				
2.1	特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙口・給気口	排煙機、排煙口、給気口の作動状況	作動状況を確認する	運動して作動しないこと
		給気口の周囲の状況	目視で確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること
3 居室等				
3.1	可動防煙壁	手動降下装置の作動状況	作動状況を確認する	片手で容易に操作できないこと
		手動降下装置による運動状況	作動状況を確認する	運動して作動しないこと
		煙感知器による運動状況	作動状況を確認する	運動して作動しないこと
		可動防煙壁の材質	目視で確認する	不燃材料でないこと
		可動防煙壁の防煙区画	目視で確認する	脱落若しくは欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと
		中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況	作動状況を確認する	中央管理室で制御又は作動状況を確認できないこと

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準	
			要是正	
4 予備電源				
4.1	自家用発電装置の外観	自家発電機室の防火区画貫通措置状況	目視で確認する	電気配線及び換気ダクト等の防火区画貫通措置に欠損や脱落があること
		発電機の発電容量	設計図書で防災設備の容量を確認する	防火設備の出力容量に比して予備電源の発電容量が小さく30分以上の運転ができないこと
		発電機及び原動機の状況	目視、触診で確認する	端子部の締め付けが堅固でないこと又は計器盤若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油洩れ等があること
		燃料油、潤滑油、冷却水の状況	目視で確認する	燃料タンク及び冷却水槽の貯蔵量が足りず30分以上運転ができないこと又は潤滑油が規定レベルを満たしていないこと
		空気槽の圧力	目視、聴診で確認する	空気槽の自動充気圧力は、高圧側で2.2~2.9MPa、低圧側で0.7~1.0MPaに維持されていないこと又は圧力低下で警報を発しないこと
		セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続状況	電解液を目視で確認し、蓄電池電圧を電圧計で測定する	電圧は24V(又は12V)以下であること又は電解液量が規定量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み若しくは漏液等があること
		燃料及び冷却水の漏洩状況	目視で確認する	配管類の接続部等に漏洩等があること
		自家用発電装置の据付状況	目視、触診で確認する	基礎架台の取付が堅固でないこと又は著しい腐食があること
		屋内設置の場合の給排気状況	目視で確認するとともに作動状況を確認する	給排気状態が悪く室内温度が40℃を超えていること又は給排気ファンは単独または発電機と連動して運転できないこと
		接地線の接続状況	目視で確認する	接続部に緩み又は著しい腐食があること
		絶縁抵抗	絶縁抵抗計で測定する	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること
4.2	自家用発電装置の性能	電源の切替え状況	作動状況を確認する	非常電源への切り替えが出来ないこと
		始動・停止状況	作動状況を確認する	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと
		運転状況	目視、聴診、触診で確認する	運転中に異常音又は異常振動等があること
		排気状況	目視で確認する	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること
		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動状況	作動状況を確認する	異常音又は異常振動があること
		計器類、ランプ類の指示、点灯状況	目視で確認する	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良があること若しくは損傷していること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと
4.3	エンジン直結の排煙機の外観	直結エンジンの設置状況	目視、触診で確認する	据付が堅固でないこと又はアンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気状態が悪いこと
		燃料油、潤滑油等の状況	目視で確認する	燃料タンク及び冷却水槽の貯蔵量が足りず30分以上運転ができないこと又は潤滑油が規定レベルを満たしていないこと
		セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続状況	電解液を目視で確認し、蓄電池電圧を電圧計で測定する	電圧は24V(又は12V)以下であること又は電解液量が規定量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み若しくは漏液等があること
		給気・排気管の取付状況	目視で確認する	変形、損傷、き裂等があること
		Vベルト	目視、触診で確認する	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみ量が大ききこと
		接地線の接続状況	目視で確認する	接続部に緩み又は著しい腐食があること
		絶縁抵抗	絶縁抵抗計で測定する	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること
4.4	エンジン直結の性能	始動・停止状況	目視で確認する	正常に作動・停止できないこと又は排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと
		運転状況	聴診・触診・目視で確認する	運転中に異常音、異常振動等があること
		計器類、ランプ類の指示、点灯状況	目視で確認する	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良があること若しくは損傷していること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと

(非常用の照明装置)

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準 要是正		
1 照明器具					
1.1	照明器具	非常用照明器具の使用電球・ランプ等	検査対象建築物に設置されている非常用照明器具のうち前回、前々回に検査を行っていないもの(全体の概ね1/3)を抽出し、目視で確認する	昭45建告第1830号第1のイ、ロ、ハ、ニに適合しないこと	
2 電池内蔵形の蓄電池・電源別置形の蓄電池・自家発電装置 (共通項目)					
2.1	予備電源	予備電源への切替え・器具の点灯状況	作動状況を確認する	昭45建告第1830号第3第二号に適合しないこと	
		予備電源の性能	点灯時間を確認する	昭45建告第1830号第3第三号に適合しないこと	
2.2	照度【非常用照明照度測定表の添付】		避難上必要となる部分のうち、最も暗い部分の水平床面で低照度測定用照度計で測定する	昭45建告第1830号第4に適合しないこと	
2.3	分電盤	非常用電源分岐回路の表示状況	検査対象建築物に設置されている分電盤のうち前回、前々回に検査を行っていないもの(全体の概ね1/3)を抽出し、目視で確認する	非常用の照明装置である旨の表示がないこと	
2.4	配線	配電管等の防火区画貫通措置状況	目視、触診で確認する	令第129条の2の5第1項第七号イ又はハに適合しないこと	
			目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	平12建告第1422号に適合しないこと	
			目視で確認する	令第112条第15項に適合しないこと	
3 電源別置形の蓄電池・自家発電装置 (共通項目)					
3.1	配線	照明器具の取付けと配線の接続状況(隠蔽部分、埋設部分を除く)	目視で確認する	昭45建告第1830号第2に適合しないこと	
		電気回路の接続状況	目視で確認し、必要に応じて回路計で測定する	昭45建告第1830号第2に適合しないこと	
		接続箇所(幹線分岐及びボックス内)の耐熱処理状況	目視で確認する	昭45建告第1830号第2に適合しないこと	
		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理状況(隠蔽部、埋設部を除く)	目視で確認する	昭45建告第1830号第4に適合しないこと	
3.2	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替状況	作動状況を確認する	昭45建告第1830号第3に適合しないこと	
		蓄電池設備と自家発電装置併用の場合の切替状況	作動までの時間を確認する	昭45建告第1830号第3に適合しないこと	
4 電池内蔵形の蓄電池					
4.1	配線・充電ランプの点灯状況	充電ランプの点灯状況	目視で確認する	点滅スイッチを「切」にしても充電ランプが点灯しないこと	
		誘導灯・非常用照明兼用器具の場合の専用回路の確保状況	目視で確認する	昭45建告第1830号第2に適合しないこと	
5 電源別置形の蓄電池					
5.1	蓄電池	蓄電池室の外観	防火区画等の貫通措置状況	目視で確認する	令第112条第15項、令第129条の2の5第1項第七号イ又はハ、平12建告第1422号、に適合しないこと
			換気状況	温度計で測定する	室温が40℃を超えていること
			蓄電池の設置状況	目視、触診で確認する	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること
5.2	蓄電池の性能	電圧	電圧計で測定する	電圧が適正でないこと	
		電解液比重	比重計で測定する	電解液比重が適正でないこと	
		電解液の温度	温度計で測定する	電解液の温度が45℃を超えていること	
5.3	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置状況	目視で確認する(隠蔽部分、埋設部分を除く)	令第112条第15項、令第129条の2の5第1項第七号イ又はハ、平12建告第1422号、に適合しないこと	
		キュービクルの据付状況	目視、触診で確認する	キュービクルの据付けが堅固でないこと	
6 自家発電装置					
6.1	自家発電装置	自家発電機室の防火区画貫通措置状況	目視で確認する	令第112条第15項、16項、令第129条の2の5第1項第七号イ又はハ、平12建告第1422号、に適合しないこと	
		発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する	防災設備の出力容量が少なくとも30分以上の運転ができないこと	
		発電機及び原動機の状況	目視、触診で確認する	端子部の締め付けが堅固でないこと又は計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油洩れ等があること	
		燃料油、潤滑油、冷却水の状況	目視で確認する	燃料タンク及び冷却水槽の貯蔵量が少なくとも30分以上運転ができないこと又は潤滑油が規定レベルを満たしていないこと	

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準 要是正	
		空気槽の圧力	目視、聴診で確認する	空気槽の自動充気圧力は、高圧側で2.2~2.9MPa、低圧側で0.7~1.0MPaに維持されていないこと又は圧力低下で警報を発しないこと
		セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続状況	電解液を目視で確認するとともに蓄電池電圧を電圧計で測定する	電圧は24V（又は12V）以下であること又は電解液量が規定量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み若しくは漏液等があること
		燃料及び冷却水の漏洩状況	目視で確認する	配管類の接続部等に漏洩等があること
		計器類、ランプ類の指示、点灯状況	目視で確認する	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良があること若しくは損傷していること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと
		自家用発電装置の据付状況	目視、触診で確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること
		屋内設置の場合の給排気状況	温度計で測定するとともに作動状況を確認する	給排気状態が悪く室内温度が40℃を超えていること又は給排気ファンは単独または発電機と連動して運転できないこと
		接地線の接続状況	目視で確認する	接続部に緩み又は著しい腐食があること
		絶縁抵抗	絶縁抵抗計で測定する	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること
6.2	自家用発電装置の性能	電源の切替え状況	作動状況を確認する	非常電源への切り替えが出来ないこと
		始動・停止状況	作動状況を確認する	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと
		音・振動等の状況	聴診・触診・目視で確認する	運転中に異常音又は異常振動等があること
		排気状況	目視で確認する	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること
		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動状況	作動状況を確認する	異常音又は異常振動があること

## (給水設備及び排水設備)

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準 要正	
1 飲料用の配管設備・排水設備（共通項目）				
1.1 飲料用配管、排水配管（隠蔽部分、埋設部分は除く）	配管の取付状況	目視で確認する	平12建告第1388号第4第一号に適合しないこと	
	配管の劣化損傷	目視で確認する	配管に変形、破損、著しい腐食があること	
	配管が貫通する箇所の損傷防止措置状況	目視で確認する	平12建告第1388号第4第二号に適合しないこと	
	継手類の取付状況	目視で確認する	平12建告第1388号第4第三号に適合しないこと	
	保温材の措置状況	目視で確認する	令129条の2の5第1項第五号又は第2項第四号に適合しないこと	
	防火区画等の貫通措置状況	目視で確認する	令129条の2の5第1項第二号又は第七号イに適合しないこと	
	配管の支持金物	目視で確認する	平12建告第1388号第4第一号又は第四号に適合しないこと	
	飲料水系統配管の汚染防止措置状況	目視で確認する	令129条の2の5第2項第一号又は第二号に適合しないこと	
	止水弁の設置状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第1第一号口に適合しないこと	
	ウォーターハンマーの防止措置状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第1第一号イに適合しないこと	
	配管の腐食、漏水の状況	目視で確認する	配管の腐食又は漏水があること	
給湯管、膨張管の設置状況	目視で確認する	平12建告第1388号第4第四号に適合しないこと		
2 飲料水の配管設備				
2.1 飲料用の給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という）、給水ポンプ	給水タンク等の設置状況	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	昭50建告第1597号第1第二号イ又は口に適合しないこと	
	給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第1第一号又は第二号に適合しないこと	
	給水タンク等の腐食・漏水の状況	目視で確認する	令第129条の2の5第2項第五号に適合しないこと	
	給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動状況を確認する	令第129条の2の5第1項第四号に適合しないこと	
	給水ポンプの運転状況	水圧計で測定し、作動状況を確認する	異常音、異常振動等があり又定格水圧がないこと	
	給水タンク・ポンプ等の据付状況	目視、触診で確認する	平12建告第1388号第1又は第2に適合しないこと	
2.2 給湯設備（循環ポンプを含む）	ガス湯沸器の据付状況	目視、触診で確認する	引火性危険物のある場所や燃焼廃ガスの上昇する位置に据付けていること又は本体に腐食若しくは漏水があること	
	ガス湯沸器の煙突・給排気部の構造	目視、触診で確認する	昭45建告第1826号第4第二号若しくは第三号に適合しないこと又は腐食、漏水等があること	
	電気給湯器の据付状況	目視で確認する	本体に腐食、漏水等があること	
3 排水設備				
3.1 排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	昭50建告第1597号第2第二号口に適合しないこと	
	排水槽の通気状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第2第二号ホに適合しないこと	
	排水洩れの状況	目視で確認する	洩れがあること	
	地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動状況を確認する	昭44建告第1730号第3第三号又は第四号に適合しないこと	
3.2 排水再利用配管設備（中水道を含む）	雑用水の用途	雑用水に着色し、目視で確認する	令第129条の2の5第2項第一号又は昭50建告第1597号第2第六号ハに適合しないこと	
	雑用水給水栓の表示の状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第2第六号ニに適合しないこと	
	配管の標識等	目視で確認する	昭50建告第1597号第2第六号ロに適合しないこと	
	雑用水タンク、ポンプ等の設置状況	目視で確認する	据え付け状態が堅固でないこと又は著しい腐食があること	
	消毒装置	目視で確認する	消毒液が切れており機能していないこと	
3.3 その他	衛生器具	衛生器具の取付状況	目視で確認する	令第129条の2の5第2項第二号に適合しないこと又は据付け状態が堅固でないこと又は損傷あること
3.4	排水トラップ	排水トラップの取付状況	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	昭50建告第1597号第2第三号イ、ロ、ニ、ホに適合しないこと
3.5	阻集器	阻集器の構造、機能、設置の状況	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	昭50建告第1597号第2第四号イ、ロハに適合しないこと
3.6	排水管	公共下水道等への接続状況	目視で確認する	令第129条の2の5第3項第三号に適合しないこと
		雨水排水立て管の接続状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第2第一号ハに適合しないこと
		排水状況	目視で確認する	排水勾配がないこと又は流れていないこと
		掃除口の取付状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第2第一号イに適合しないこと
		雨水系統との接続状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第2第三号イに適合しないこと
		通気管の状況	目視、嗅診で確認する	昭50建告第1597号第2第二号イ又は第五号に適合しないこと
		通気開口部の状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第2第五号ハに適合しないこと
		間接排水の状況	目視で確認する	令第129条の2の5第2項第二号又は昭50建告第1597号第2第一号ロに適合しないこと又は損傷があること